

領域開拓プログラム(研究テーマ公募型研究テーマ)

◆課題:「パンデミックなど世界規模の災禍への人間社会の対応と課題」

◆研究テーマ:「新型コロナウイルス問題対応の法制度論的(法政策論的)考察」

研究期間:R2.10~R5.3

委託費総額:14498千円

<研究代表者>

吉田邦彦:北海道大学大学院法学研究科/教授



<専門分野>

民法学、公共法政策学、居住福祉法、先住民族法、医事法、環境法政策、国際人権法、知的所有権法

<研究目的・概要>

■新型コロナウイルスのパンデミック問題については、一方で、感染者の早期把握と感染者医療制度とともに、他方で、経済活動の確保、公衆衛生確保による被害拡大の防止(ホームレスないし居住弱者へのインフラ整備)、新薬ないしワクチン開発のための知的財産権法のレジームの確立(通常の法制から脱却した研究成果の公的利用の保障)などの課題がある。

民事法制度だけでも、総合的・同時並行的に対処が求められ、疫学・感染症学・統計分析学などの異分野接触を通じて、学際的に考究を行う。社会科学的問題としても、感染者のコントロールの諸要因には、様々あり、それを分析する。

・個人主義か集団主義かという社会編成の問題、市場決定か命令的決定かとの法政策デザインの問題、公衆衛生上の課題、感染者への差別問題、医療保障・居住福祉の制度設計、プライバシー情報の把握の程度、さらにはリーダーシップのあり方等も関わり、これらを考察する。

・コロナ対策としては、(1)感染者の抑え込み(情報把握)(それによる経済活動確保)(台湾、韓国、カンボジア)、(2)集団免疫(スウェーデン)、(3)感染が広がり、コントロールがきかず、都市封鎖・経済麻痺の状態の継続(米・ブラジルなどラテンアメリカ、ヨーロッパ諸国)というシナリオに大別できる。→日本は、(1)から(3)に転落しかかっているが、そうならないための具体的方策・提言を原理的根拠とともに考える。

■更にパンデミックの事態は、世界的な南北問題を増幅させる事態にあるので、世界的正義(グローバル正義)の見地から、その矯正の諸施策も考える。

<研究計画の特徴>

手順は以下になる。特徴はその学際性、総合性である。グローバルな課題であるので、世界的動向に通じて問題解決の見取り図を包括的に描くところが先導的である。①《理系学問の現状認識を踏まえた新型コロナ対策の法制度論的考察》の枠組・基盤作り→《検査-感染者の識別-そのトレース-隔離-中重症患者の病院での受入れ》の感染対策プロセスの制度構築(関連諸法の批判的再検討。居住福祉法上・クラスター対策上緊急な、ホームレス対策の検討・調査。関連して、「ビッグデータの活用(携帯、スマホ、クレジットカードの活用など)とプライバシー保護」の情報法学上の検討)。②《短期的課題に関する研究の続行(とくに海外動向調査等)》…情報法学・居住福祉法上上の課題調査以外に、感染防止のための自粛措置に関わる営業損害への補償制度のあり方の検討。③《中長期的課題である、パンデミック化による世界規模的経済格差の検討》…感染症対策、医療支援、国内外の経済支援のあり方、WHOを中心とした国際保健事業のあり方の考察(グローバル正義(世界正義)の問題も)。関連して《新薬・ワクチン開発を巡る、知財システムの構築課題》。④まとめとして、前年度の課題続行以外に、《法制度構築の原理的課題の検討》…感染症リスクへの対処の仕方というリスク論、個人主義と共同体主義(ないし市場的決定主義と権威的・命令的決定主義)という社会編成原理ないし法政策学枠組みの問題、さらには、法文化的問題としての(公衆衛生の具体ルール以外にも)感染者への差別問題、社会的抑圧問題などの考察。

<目標とする研究成果>

(1)コロナ対策の第1のシナリオ(コロナ撲滅シナリオ)に向けての法制度論的・法政策的比較考察。…(i)これに成功している台湾、カンボジア、韓国などの諸政策と(ii)失敗している欧米、(iii)その中間で彷徨う我が国の異同を明らかにする。

(2)コロナパンデミックを将来的に克服する国際人権法的保健体制の樹立に向けての提言。…ワクチン開発・取得に関する自国中心的な保護法制を脱却し、COVAX FACILITYなどの国際人権法、グローバル正義の観点から検討する。

<将来展望>

今後とも、コロナ・パンデミック対策は続くと思うので、《科学者の正確な知見を踏まえた問題状況の迅速な把握》、《バランスの取れた包括的な問題解決の見取り図の提示》に向けて、努力したい。